

贈収賄防止に関する方針

三菱HCキャピタルグループは、全ての役員及び従業員が職務を遂行するにあたり、以下の方針に従い、日本の刑法、国家公務員倫理法及び不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）、英国贈収賄防止法（Bribery Act）、中国商業賄賂規制をはじめ、当社グループの事業を遂行する国・地域に適用される贈収賄の禁止に関する法規制を遵守し、社会の疑惑や不信を招くような賄賂の授受を禁止します。

- (1) 横領、司法妨害など、すべての形態の汚職行為を行いません。
- (2) 日本及び外国の公務員並びにこれらに準ずる者に対して、法令などを十分理解し、社会の疑惑や不信を招くような接待・贈答や、不正な利益を得ることを目的とした金銭その他の利益供与を致しません。
- (3) 国の内外を問わず、取引先などとの接待贈答について、社会的常識や健全な商習慣から逸脱したものは、授受しません。
- (4) 会社での立場・権限を利用して、取引先などから私的利潤を図るような要求は行いません。
- (5) 国内外の贈収賄防止関連法令遵守のための監査、教育及び規程・手続を定めるなど必要な社内態勢を整備します。

さらに、当社グループが関わる事業における贈収賄を排除し、公正な事業遂行を確保するため、当社グループの事業に関わる取引先、ビジネスパートナーに対しても、贈収賄の禁止に関する法規制の遵守及び当社グループの方針へのご理解及びご協力をお願い致します。

制定：2022年3月31日